

## (八尾市) 事業運営上の留意事項

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ・ 事業者へのお知らせ                       | 1  |
| ・ 指定居宅サービス事業者等に対する主な指導事項          | 5  |
| <b>1. 居宅介護支援関連</b>                |    |
| ・ 介護支援専門員に対する処分事例について             | 43 |
| ・ 介護支援専門員の有効期間に関するお知らせ            | 44 |
| ・ 主任介護支援専門員研修に関して                 | 46 |
| <b>2. 地域密着型サービス関連</b>             |    |
| ・ 八尾市の地域密着型サービス                   | 47 |
| ・ 運営推進会議について                      | 48 |
| ・ 指定地域密着型（介護予防）サービスの区域外事業所の指定について | 50 |
| <b>3. 居宅サービス・地域密着型サービス等共通</b>     |    |
| ・ 介護サービス事業者の自己評価について              | 52 |
| ・ 通所介護事業所等で提供する宿泊サービスについて         | 54 |
| <b>4. 手続関連</b>                    |    |
| ・ 指定後の各種手続について（変更、休廃止、更新、手数料）     | 56 |
| ・ 変更届提出時の注意点について                  | 59 |